（様式5）

最終更新日：2026(令和8)年10月8日

一般社団法人日本パラ水泳連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 当連盟は2018(平成30)年2月に「（第1期）パラ水泳中・長期計画（2017～2024）」を策定した。この間に新型コロナウイルス感染禍、日本パラスポーツ協会2030年ビジョン策定、2021(令和3)年の東京パラリンピック2020の開催、スポーツ庁の「持続可能な国際競技力向上プラン」、「第３期スポーツ基本計画」策定、2022(令和4)年の文科省高橋プラン公表、2023(令和5)年の閣議による地域の障がい者スポーツ振興が公表されたことを受け、中・長期計画の見直しを行い、2024(令和6)年3月に「第2期パラ水泳中・長期計画（2024－2032）」を策定し、公表した。 【審査基準(2)について】 「第2期パラ水泳中・長期計画（2024～2032）」を当連盟ホームページにより公表している。 公開URL：https://x.gd/X94vm 【審査基準(3)について】 計画策定に当たり、2022(令和4)年度に競技会に参加している会員、選手を支援している会員を対象にアンケート調査を実施し、その集計結果をホームページに公開している。 公開URL:https://x.gd/onaC6	01_第２期パラ水泳中・長期計画（2024－2032） 02_第２期パラ水泳中・長期計画を策定した理事会の議事録 03_第２期パラ水泳中・長期計画別添１アンケートの結果分析 04_第２期パラ水泳中・長期計画の当連盟ホームページによる掲載状況
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 当連盟の組織及び事業の規模に鑑み、人材育成基本計画を2024(令和6)年6月に策定している。 【審査基準(2)について】 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画は、前項に記載した人材育成基本計画に含まれており、当連盟のホームページにより公表している。 公開URL:https://x.gd/kOw0f 【審査基準(3)について】 計画策定に当たり、主だった役職員から構成される運営委員会において協議を行ったうえで理事会で決定した。	05_人材育成基本計画 06_人材育成基本計画を決定した理事会の議事録 07_人材育成基本計画の当連盟ホームページによる掲載状況
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 財務の健全性確保に関する計画については、中・長期計画の「３．財政の見通し」として策定・公表している。 当連盟の2026(令和8)年３月末時点の会員数は、競技会参加会員445名(対前年△38名)、競技会参加会員を支援する技術支援会員は153名（対前年+12名）で、会費収入は両者を合わせて年間288万円である。そのため、多くの事業は、日本パラリンピック委員会（ＪＰＣ），日本スポーツ振興センター（ＪＳＣ）、日本財団パラスポーツサポートセンター等からの助成や、協賛企業の支援に依存している。 2025(令和7)年度の決算では、各種民間基金の助成獲得など一定の財源に努めたが、協賛企業の減少、公的助成金の減額に加えて、ワールドシリーズの開催経費、円安による遠征費の増大、諸物価の高騰などの影響により、2024(令和6)年度に引き続き赤字を余儀なくされた。 2026(令和8)年度以降については、組織運営・人材の効率化、ガバナンスの強化などに努める一方、引き続き通信記録会の全国各地での開催や月刊スイミングライフへ情報発信するとともに、ジュニア世代の選手発掘を目指す水泳練習会の開催など、パラ水泳の魅力・認知度を高めることによる新たな会員の確保を積極的に実施し、健全な財政運営ができるよう努めていく。 【審査基準(2)について】 審査項目通し番号1のとおり 【審査基準(3)について】 審査項目通し番号1のとおり	08_中長期計画のうち「３．財政の見通し」の部分抜粋
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 役員候補者選考規程第3条に基づき、中・長期計画の「７．組織基盤」において、外部理事の目標割合（25%以上）を設定している。 現在、16名の理事のうち、8名（50%）の外部理事を配置しており、目標割合を超えている。 【審査基準(2)について】 役員候補者選考規程第3条に基づき、中・長期計画の「７．組織基盤」において、女性理事の目標割合（40%以上）を設定している。 現在、16名の理事のうち、8名（50%）の女性理事をおいており、目標割合を超えている。 「各理事選任の観点」については、当連盟ホームページにおいて役員の一覧とともに公表している。 公開URL：https://x.gd/riznN	09_役員候補者選考規程 10_中長期計画のうち「７．組織基盤」の部分抜粋 11_理事名簿 12_各理事の氏名・選任の観点一覧表 13_各理事の氏名・選任の観点一覧表の当連盟ホームページによる掲載状況

一般社団法人日本パラ水泳連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【審査基準(1)について】 当連盟は一般社団法人であるため、この項目は該当しない。 【審査基準(2)について】 同上	なし
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 アスリート委員会規程により、アスリート委員会の設置について定めており、委員会を年に1回以上開催している。 公開URL：https://x.gd/OTd3g 【審査基準(2)について】 アスリート委員会について、性別や障害種別、活動経歴等のバランスに考慮して委員を構成しており、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選を行っている。 【審査基準(3)について】 アスリート委員会の正副委員長を当連盟の理事に配置することにより、アスリート委員会の意見が反映されるようにしている。 ・委員長：久保　大樹（理事）、副委員長：鎌田　美希（常務理事） アスリート委員会委員は、関係団体の役職にも就いている。 ・久保大樹委員長：ＪＰＣアスリート委員会委員及び日本水泳連盟アスリート委員会委員、木村敏一委員：ＷＰＳアスリート諮問グループ委員 アスリート委員会のホームページを開設し、活動の広報に努めている。 公開URL：https://ac.paraswim2.jp/ アスリート委員会が、①学校訪問活動、②Youtube配信を使った現役選手による競技のライブ解説、③次世代の選手が挑戦する姿を披露する始泳式「Challenge Swim Ceremony」を新たに実施した。	14_アスリート委員会規程 15_アスリート委員会委員名簿 16_過去4年分のアスリート委員会の会議記録 17　「あなたは世界一かっこいいプロジェクト～パラ水泳日本代表による水泳教室～」の活動報告 18　「Challenge Swim Ceremony」の案内
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 定款に基づき現在は16名（上限18名）の理事で理事会が構成されており、会議は原則対面で開催するが、リモートでの参加も認めて機能的に行うことができている。したがって、現在の理事会の規模は適正で実効性を確保していると考えている。	19_定款 11_理事名簿
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 役員候補者選考規程第4条により理事の就任時の年齢は７０歳未満に制限している。 ただし、当該理事の実績等に鑑み、重要な国際競技大会等を開催するにあたり、当該理事が継続して理事を務めることが不可欠である特別な事情がある場合においては、年齢を超えて理事候補者とすることを妨げない。	20_役員候補者選考規程
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 理事が原則として１０年を超えて在任することのないよう、役員候補者選考規程により再任回数の上限を４回と定めている。	20_役員候補者選考規程 11_理事名簿
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 役員候補者選考委員会を設置し、その構成員から内部理事を排除しており、役員候補者等の決定を理事会等の他の機関から独立して活動している。 【審査基準(2)について】 役員候補者選考委員会の構成員に有識者を配置している。 【審査基準(3)について】 役員候補者選考委員会の構成員から内部理事を排除している。	21_役員候補者選考委員会規程 22_役員候補者選考委員会委員名簿 23_役員候補者選考委員会会議記録

一般社団法人日本パラ水泳連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 コンプライアンス規程として連盟及びその役職員その他構成員を適用対象とする法令を遵守するために必要な規程を整備している。 ・日本代表団に参加するすべての団員が本連盟のコンプライアンス規程を遵守してもらうために規程を改正した。 公開URL：https://x.gd/n5sy0	24_コンプライアンス規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 定款、コンプライアンス規程、競技者資格審査委員会規程等、右記記載のとおり組織運営に関して必要となる各種規程を整備している。 公開URL：https://x.gd/0edpU	19_定款 25_総会運営規程 26_理事会運営規程 27_総務コンプライアンス委員会規程 28_競技者資格審査委員会規程 29_アンチ・ドーピング委員会規程 30_選手等選考委員会規程 14_アスリート委員会規程 31_女性アスリート等支援委員会規程 32_水泳ファミリー委員会規程 33_事務分掌規程 24_コンプライアンス規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 事務局規程、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程、個人情報保護規程等、右記記載のとおり法人業務に関する各種規程を整備している。	34_会計規程 35_事務局規程 36_文書管理規程 37_「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程 38_個人情報保護規程 39_危機管理基本規程
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 当連盟の役員については基本的に無報酬であることから報酬等に関する規程は整備していないが、例外的に常勤理事に対して報酬を支給しており、理事会によりその支給基準を定めている。 また、事務局職員の賃金等に関する規程を整備している。	40_常勤理事報酬等の支給基準 41_常勤理事報酬等の支給基準第２条に基づく給与の基準 42_契約職員及び嘱託職員の賃金支払等に関する規程 43_パートタイム職員の賃金支払等に関する規程 44_就業規則
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 当連盟は一般社団法人であり、定款第９章において基金について、また第１０章において計算（会計及び財産）について定めているほか、会計規程により資産及び負債について規定を整備している。	19_定款 34_会計規程 45_基金取扱規程
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 企業スポンサー等に関する取扱い基準として一般社団法人のルールに則った財政的基盤を整えるための規程を整備している。	46_企業スポンサー等に関する取扱い基準
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 パラパンパシフィック選手権大会や愛知名古屋2026アジアパラゲームス等に参加する代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。 【審査基準(2)について】 選手の権利保護に関する規程を整備している。また、アスリート委員会を設置して、アスリートの権利保護を図っている。 【審査基準(3)について】 選手選考方針等については、当連盟の運営委員会において決定するなど公平かつ合理的な過程で実施している。	30_選手等選考委員会規程 47_競技者資格規程 48_「Para Pan Pacific Championships2026 USA」大会日本代表選手選考委員会細則及び同役員選考委員会細則 49_愛知名古屋2026ｱｼﾞｱﾊﾟﾗｹﾞｰﾑｽ水泳競技日本代表推薦選手選考委員会細則及び同推薦役員選考委員会細則

一般社団法人日本パラ水泳連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。	50_ＪＰＳＦ公認パラ水泳競技役員及び審判員資格規程
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準(1)について】 法律相談の全般として法律事務所との顧問契約を締結し、また税務相談として税理士事務所との契約を締結しサポートを日常的に得られる体制を確保している。また、社会保険労務士、司法書士からのサポートは、都度得られる体制を確保している。 【審査基準(2)について】 役職員については、障がい者スポーツセンターの幹部や地方公共団体職員経験者など専門的分野の知識を有する者を配置しており、法的知識も併せて有している。	51_連盟組織図及び専門家のサポート体制 52_法律顧問契約書（法律事務所） 53_業務契約書（税理士事務所）
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準(1)について】 コンプライアンス委員会に相当する総務コンプライアンス委員会を設置しており、年１回以上開催をしている。 【審査基準(2)について】 総務コンプライアンス委員会規程において、当該委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割と権限事項を明確に定めている。 【審査基準(3)について】 総務コンプライアンス委員会の構成員として、1名の女性委員を配置している。	27_総務コンプライアンス委員会規程 54_総務コンプライアンス委員会委員名簿 55_過去４年分の総務コンプライアンス委員会の会議記録
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 総務コンプライアンス委員会の構成員に、有識者として弁護士及び学識経験者を構成員として配置している。	54_総務コンプライアンス委員会委員名簿
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 役職員、指導者及び審判員並びに選手（強化育成・一般）を網羅したコンプライアンス教育の実施計画を毎年度策定・実施している。 役職員向けのコンプライアンス教育については、この計画に基づき、直近では2026(令和8)年2月28日に実施し、最近発生したコンプライアンス関連の事件等を検証した。 2026(令和8)年6月、「JOC・JPC共通インテグリティ教育」を強化スタッフ57名に案内。9月30日時点で100%受講確認。	56_2026年度コンプライアンス遵守に関する教育実施計画 57 直近に実施した役職員向けコンプライアンス研修資料
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 前項記載の計画に基づき、次の通り実施した。 選手向け：2026(令和8)年1月24日 指導者向け：①中級　2025(令和７)年11月15日 ②初級　2026(令和8)年1月18日、2026(令和8)年3月8日 20266(令和8)年6月、「JOC・JPC共通インテグリティ教育」を選手33名に案内。9月30日時点で100%受講確認。	56_2026年度コンプライアンス遵守に関する教育実施計画 58_直近に実施した選手向けのコンプライアンス研修資料 59_直近に実施した指導者（審判員を含む）向けのコンプライアンス研修資料
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 審判員向けのコンプライアンス教育については、前項の指導者向け研修と同時に実施している。	56_2026年度コンプライアンス遵守に関する教育実施計画 59_直近に実施した指導者（審判員を含む）向けコンプライアンス研修の資料

一般社団法人日本パラ水泳連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準(1)について】 組織運営において必要となる専門家のサポートについては、コンプライアンス及び相談窓口関係等で弁護士、税務会計については税理士が定例的に必要と考えており、弁護士及び税理士と顧問契約を締結し適宜サポートを受ける体制を整えている。 【審査基準(2)について】 法律、会計、税務等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を前述のとおり構築しているほか、社会保険労務士、司法書士にも都度サポートを受ける体制を整えている。	51_連盟組織図及び専門家のサポート体制 52_法律顧問契約書（法律事務所） 53_業務契約書（税理士事務所）
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準(1)について】 会計規程、基金取扱規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 【審査基準(2)について】 適用を受ける一般法人法に基づき、当連盟の目的を理解しその達成に向けて尽力するに十分な見識と能力を満たしている者で会計に詳しいものを監事として配置している。 【審査基準(3)について】 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査を実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	19_定款 34_会計規程 60_監事名簿 61_直近に実施した監査報告書
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)について】 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。	62_令和8年度競技力向上事業　助成金申請の手引き 63_スポーツ振興事業助成会計処理の手引（令和8年度用）＜ＪＳＣ＞ 64_2026年度パラリンピック競技団体助成金説明資料＜日本財団ﾊﾟﾗｽﾎﾟｰﾂｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ＞ 65_各種補助金決定通知書
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 財務情報等について、当連盟ホームページにより法令に基づく開示を行っている。 公開URL：https://x.gd/qW0g3	66_2026年度事業計画 67_2026年度収支予算書 68_2025年度事業報告 69_2025年度決算財務諸表 70_予算・決算関係資料の当連盟のホームページによる掲載状況
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を公表している。 公開URL：https://x.gd/0edpU	71_国際大会強化指定選手規程 72_ユース等育成選手規程 30_選手等選考委員会規程 73_選手選考に関する情報の当連盟ホームページの掲載部分の写し
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 「2026(令和8)年度のスポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の遵守状況」を、2026(令和8)年10月に当連盟のホームページで公表した。 公開URL：	74_スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況の当連盟ホームページによる掲載状況
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)について】 当連盟コンプライアンス規程第6条第3項において、「役職員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と定めている。契約締結の際には、利益相反の有無という観点からの確認を行っている。 【審査基準(2)について】 2022（令和5）年6月に制定した利益相反ポリシーを基本として、コンプライアンス規程第6条、理事会運営規程第16条により、利益相反を適切に管理している。 公開URL：https://x.gd/7IPBb	24_コンプライアンス規程 26_理事会運営規程 75_役職員行動規範 76_利益相反ポリシー

一般社団法人日本パラ水泳連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 役職員行動規範及び利益相反ポリシーを策定し、利益相反を適切に管理している。	75_役職員行動規範 76_利益相反ポリシー
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準(1)について】 当連盟では「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程を定めており、通報窓口について、ホームページ等を通じて、恒常的に当連盟関係者等に周知している。 設置規程公開URL：https://x.gd/tXXje 相談窓口のURL：https://x.gd/PAV4B 【審査基準(2)について】 当規程において、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 【審査基準(3)について】 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。 【審査基準(4)について】 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 【審査基準(5)について】 研修等の実施を通じて、当連盟役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。	77_「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程 79_相談窓口の当連盟ホームページによる掲載状況
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準(1)について】 相談窓口に通報があった場合には、直ちに当連盟総務コンプライアンス委員会に連絡が入る体制をとっており、また同委員会に臨時委員として弁護士を配置するなどの体制を敷いている。	78_相談窓口の運営体制 27_総務コンプライアンス委員会規程 54_総務コンプライアンス委員会委員名簿
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	【審査基準(1)について】 当連盟では処分規程を定め、当連盟ホームページに公開している。規程には、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続、処分審査を行うにあたって処分対象者に弁明の機会を与えること、また、処分結果の通知方法についても定めている。 【審査基準(2)について】 当連盟ホームページに処分規程を掲載することにより、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 【審査基準(3)について】 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを処分規程に定めている。 【審査基準(4)について】 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを処分規程に定めている。 公開URL：https://x.gd/0uNmP	80_処分規程 81_処分規程の当連盟ホームページによる掲載状況
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準(1)について】 処分審査を行う総務コンプライアンス委員会は、外部有識者を１名及び弁護士を臨時委員として１名を配置し、中立性と専門性の確保に留意している。	80_処分規程 54_総務コンプライアンス委員会委員名簿
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準(1)について】 当連盟における懲罰や紛争について、処分規程等右記記載の規程において、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 【審査基準(2)について】 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むＮＦのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。 【審査基準(3)について】 申立期間について合理的ではない制限を設けていない。	80_処分規程 29_選手等選考委員会規程 47_競技者資格規程
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2） スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準(1)について】 処分規程には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁制度の利用が可能であることを明示してあり、この処分規程は当連盟ホームページにより公開している。 公開URL：https://x.gd/GEQjt	80_処分規程 81_処分規程の当連盟ホームページによる掲載状況

一般社団法人日本パラ水泳連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準(1)について】 危機管理体制について、危機管理基本規程を制定し、体制を明確化している。 公開URL：https://x.gd/Qmzjq 【審査基準(2)について】 前項と同時期に、危機管理マニュアルを策定している。 【審査基準(3)について】 不祥事対応の一連の流れについては処分規程で規定をしているが、内容の重大性から当連盟運営の「危機」と考えられる場合は、危機管理基本規程を適用する。 公開URL：https://x.gd/GEQjt 【審査基準(4)について】 危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する等の一連の流れは規定していないが、処分規程はその旨を規定しており、事象が起こった場合は危機管理事象として対応は可能である。	39_危機管理基本規程 80_処分規程 82_危機管理基本マニュアル 83_危機管理委員会委員名簿 84_海外危機管理マニュアル
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 当連盟では、過去4年間において、当連盟の危機管理マニュアルに該当する不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。 【審査基準(2)について】 同上	なし
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 当連盟では、過去4年間において、当連盟の危機管理マニュアルに該当する不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	なし
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準(1)について】 日本全国を６つの地域に分けて、各地域に地域障がい者水泳連盟が存在するが、当連盟と地域障がい者水泳連盟は、地域における障がい者水泳大会の開催及び当連盟競技会参加会員の確保において連携・協力をしているものの、当連盟とは権限関係にない。 【審査基準(2)について】 ＮＡ 【審査基準(3)について】 ＮＡ	なし
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準(1)について】 当連盟と地域障がい者水泳連盟は、地域における障がい者水泳大会の開催及び当連盟競技会参加会員の確保において一定の協力関係を有し、当連盟の外部理事として地域連盟の代表者等を充てているものの、上記のとおり、当連盟に地方組織はない。	なし